

第4章 市町村合併に関する国の施策

平成11年の合併特例法の改正により、「国は、合併市町村の建設に資するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。」（合併特例法第16条第2項）と規定されたこと等を踏まえ、国においては、自主的な市町村合併の推進のため次のような支援策を講ずることとされている。

なお、合併特例法の法期限は、平成17年3月31日とされている。

1 合併推進に対する支援策

(1) 住民発議制度

有権者は、その総数の50分の1以上の者の署名をもって、その代表者から市町村長に対して、合併協議会の設置の請求を行うことができる（合併特例法第4条）。

なお、平成11年の合併特例法の改正により、すべての関係市町村で同一内容の請求が行われた場合には、すべての関係市町村長は、合併協議会設置協議について、議会にその意見を付して付議しなければならないこととされている（合併特例法第4条の2）。

(2) 都道府県及び市町村に対する財政支援策

合併準備経費に対する財政措置

市町村における合併協議会設置経費等合併準備経費に対して、特別交付税により措置することとされている。

合併移行経費に対する財政措置

合併関係市町村が速やかな一体性の確立を図るため、合併前に要する電算システム統一等の経費について、特別交付税により措置することとされている。

都道府県が行う合併推進事業に対する財政措置

都道府県が行う合併のための調査研究・気運醸成等に要する経費に対して、普通交付税により措置することとされている。

合併準備補助金

平成11年度以降に設置され、市町村建設計画の作成等、市町村の合併に関し、先導的な取り組みを積極的に行っている法定合併協議会の構成市町村に対し、市町村建設計画の作成及びそのための準備等に要する経費を対象に、関係市町村ごとに5

00万円を上限に1回限り補助することとされている。

(3) 市町村合併の支援に関する関係省庁間の連携強化等

市町村合併の推進のための財政上の措置その他の措置について関係省庁間の連携強化等を図ることとされている。

(4) 市町村合併に関する情報提供

市町村合併の意義や必要性、メリット、平成11年の改正後の合併特例法の内容及び国会における市町村合併の議論等について、積極的に情報提供を行うこととされている。

(5) 広域行政アドバイザー制度

地方公共団体における広域行政施策を推進するための具体的な方策に関する助言・情報の提供などを行うため、派遣対象団体の依頼に基づき、広域行政アドバイザーを派遣することとされている。

(6) その他の支援策

市となるべき要件の特例

(合併特例法第5条の2、附則第2条の2)

平成16年3月31日までに合併が行われる場合には、市となるべき要件は、人口3万以上を有することのみとされている(なお、平成16年4月1日から平成17年3月31日までに合併が行われる場合には、人口要件は5万以上が4万以上に緩和されているが、これ以外の要件は緩和されていない。)

都道府県知事による合併協議会設置の勧告

(合併特例法第16条の2)

民間団体などとの連携による広報・啓発活動の推進

市町村合併の実現に向けた国民的合意の形成、気運の醸成を図るため、民間団体などとの密接な連携を図りつつ、広報・啓発活動を積極的に推進することとされている。

2 合併市町村に対する支援策

(1) 地方財政措置

地方交付税の額の算定の特例（合併算定替）
（合併特例法第11条第2項）

合併関係市町村が合併前の区域をもって存続した場合に算定される額の合算額を下回らないよう算定する期間を、当該市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年度に延長し、その後の5年度で当該算定による増加額が段階的に縮減されることとされている。

合併市町村のまちづくりのための建設事業に対する財政措置（合併特例債）
（合併特例法第11条の2）

合併市町村が市町村建設計画に基づいて行う次に掲げる事業のうち、当該市町村の合併に伴い特に必要と認められるものに要する経費について、地方財政法第5条各号に規定する経費に該当しないものについても、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年度に限り、地方債をその財源とすることができることとし、当該地方債に係る元利償還に要する経費の一部について、普通交付税により措置することとされている。

ア 合併市町村の一体性の速やかな確立を図るため又は均衡ある発展に資するために行う公共的施設の整備事業

イ 合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進するために行う公共的施設の統合整備事業

合併市町村の振興のための基金造成に対する財政措置（合併特例債）
（合併特例法第11条の2）

合併市町村における地域住民の連帯の強化又は旧市町村の区域における地域振興等のために設けられる基金の積立てのうち、当該市町村の合併に伴い特に必要と認められるものに要する経費について、地方債をその財源とすることができ、当該地方債に係る元利償還に要する経費の一部について、普通交付税により措置することとされている。

合併直後の臨時的経費に対する財源措置
（合併特例法第11条第1項）

普通交付税の算定において、次に掲げる経費について、合併補正により包括的な財政措置を講じることとされている。

ア 行政の一体化（基本構想等の策定・改訂、コンピュータ・システムの統一、ネットワークの整備等）に要する経費

イ 行政水準・住民負担水準の格差是正（住民サービス水準の調整等）に要する経費

市町村合併に対する新たな特別交付税措置

合併を機に行われる新たなまちづくり、合併関係市町村間の公共料金の格差調整、公債費負担格差の是正や土地開発公社の経営健全化等についての需要に的確に対応するため、平成17年3月までに合併を行う市町村に対し、平成12年度から特別交付税による包括的な支援措置が講じられることとされている。

都道府県が行う合併支援経費に対する財政措置

合併市町村が行う事業に対して市町村合併の円滑な実施に資する観点から、都道府県が交付する補助金・交付金等について、特別交付税により措置することとされている。

（２） 合併市町村補助金

合併特例法の法期限である平成17年3月31日までに合併した市町村が、合併に伴い必要な事業として市町村建設計画に位置づけられたもので、かつ、全国的な市町村合併の推進という観点からモデルとなる事業を行った場合、合併関係市町村の人口規模別に算出される額の合算額を上限として、合併成立年度から3か年度を限度に補助することとされている。

（３） 地域審議会の設置 （合併特例法第5条の4）

合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併市町村に、合併関係市町村の区域であった区域ごとに、当該合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し合併市町村の長の諮問に応じて審議し又は必要な事項につき合併市町村の長に意見を述べる審議会（地域審議会）を置くことが可能とされている。

（４） その他の支援策

過疎地域の自立促進のための特別措置
（過疎地域自立促進特別措置法第33条第2項）

合併関係市町村に過疎地域の市町村が含まれる場合には、合併市町村が過疎地域の要件を満たさない場合であっても、過疎地域であった区域を過疎地域とみなして、過疎債の発行等が認められるとされている。

地方税の不均一課税
(合併特例法第 10条)

合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関して著しい不均衡があるため、又は合併により承継した財産の価格若しくは負債の額について、合併関係市町村相互の間において著しい差異があるため、その全区域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、その衡平を欠く程度を限度として不均一の課税をすることが認められるとされている。

議員の定数特例・在任特例
(合併特例法第 6条、第 7条)

合併市町村の議会の議員の定数及び在任期間については、合併の方式（新設、編入）ごとに、地方自治法の原則、あるいは合併特例法による特例措置のいずれかを選択することができ、この選択にあたっては、合併関係市町村で協議し、さらに関係市町村がそれぞれの議会で議決することとされている。

合併に伴う市町村議会議員の選挙区の特例
(合併特例法第 6条第 3項、公職選挙法第 15条第 6項、同第 8項、同第 9項、公職選挙法施行令第 9条)

旧市町村などの意向が合併後の市町村の議会において適切に反映されるよう、市町村合併特例法や公職選挙法による選挙区の特例に関する規定の活用が可能である。

議員の退職年金に関する特例
(合併特例法第 7条の 2)

市町村合併の前日において、合併関係市町村の議会の議員であった者のうち、合併がなかったものとしたならば、地方議会議員の退職年金の在職期間の要件（12年以上）を満たすことになる者については、当該要件を満たしているものとみなし、その者の在職期間に応じた年金額が支給されることとされている。